

務	00	01	10年
(令和17年3月末まで保存)			
(令和17年3月末まで有効)			

交 規 第 8 9 9 号
令 和 7 年 3 月 1 3 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

信号機等設置運用要領の制定について

この度、信号機、道路標識及び道路標示の設置、管理及び適切な運用を図るため、信号機等設置運用要領を別添のとおり制定し、令和7年4月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、本要領の施行に伴い、「信号機管理要綱」（平成12年8月22日付け青警本交規第595号）は廃止する。

担当 交通規制課 安全施設係

信号機等設置運用要領

第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の規定に基づき、青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。法に基づき委任された者を含む。）が行う信号機、道路標識及び道路標示（以下「信号機等」という。）の設置、管理及び適切な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 用語の意義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 警察署等

警察署及び高速道路交通警察隊をいう。

2 警察署長等

警察署等の長をいう。

3 道路標識等

道路標識及び道路標示をいう。

4 交通規制管理システム

法第4条の規定に基づき、公安委員会が意思決定を行った交通規制の内容に係る情報や、公安委員会が設置する信号機等に関する情報を管理し、交通規制上申、道路標識工事及び道路標示工事発注に係る情報を登録・出力するシステムをいう。

5 信号機設置の指針

警察庁が定める、法第4条第1項の規定に基づいて、公安委員会が信号機を設置し、及び撤去する場合の一般的事項をいう。

6 交通規制基準

警察庁が定める、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）の規定に基づいて道路標識等を設置し、及び管理して交通規制を行う場合に必要な一般的基準をいう。

第3 信号機等の設置

1 基本的留意事項

(1) 法令に基づく設置

ア 信号機

信号機は、法令の根拠に基づくほか、信号機設置の指針により、事前に交通量、交通事故発生状況、交差点形状等を調査・分析するとともに、他の交通規制等の対策により代替が可能か否かについて検討した上で、設置効果、緊急性、住民の要望等を勘案し、必要性の高いところから設置しなければならない。

イ 道路標識等

道路標識等は、法令の根拠に基づくほか、交通規制基準に準拠して設置しなければならない。

(2) 適正な設置

信号機等の設置に当たっては、交通規制の実効が上がるよう、歩行者又は車両の運転者がその前方から見やすいように、かつ、道路又は交通の状況に応じて必要と認める数を設置しなければならない。

(3) 統一的な設置

道路標識の設置に当たっては、標示板の高さ、間隔、配列、その他設置の方法を、道路標示の設置に当たっては、標示の間隔、配置、その他設置の方法を交通規制の種別に応じて、できる限り統一するように配慮しなければならない。

2 信号機の設置に関する協議

(1) 交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）は、信号機を新設、移設又は撤去する場合は、設置場所を管轄する警察署長と協議すること。

(2) 警察署長は、信号機の設置に伴い道路の拡幅や交差点改良等が必要な場合は、関係機関と協議すること。

3 信号機の移設、撤去又は改良が必要と認められる場合の措置

(1) 信号機の移設又は撤去

ア 警察署長は、管轄区域内の信号機について道路の新設・改良、小学校の統廃合に伴う通学路の変更やバイパス新設に伴う旧道の交通実態の変化等により移設又は撤去の必要性を認めたときは、交通規制課長を経て警察本部長に上申すること。

イ 交通規制課長は、警察署長から上申のあった現地の調査を行い、その結果移設又は撤去の必要性を認めたときは、公安委員会に意思決定の手続きをとること。

(2) 信号機の改良

ア 警察署長は、管轄区域内の信号機について多現示化や視覚障害者用付加装置等の改良及び信号機の作動時間変更等の運用変更の必要性を認めたときは、交通規制課長を経て警察本部長に上申すること。

イ 交通規制課長は、上申内容の点検を行った後、必要により信号機改良工事及び信号機運用改善の手続きを行い、改良工事の完了後は完成検査において、運用改善については改良後の運用において上申の内容と相違がないか確認すること。

なお、交通規制課長は、運用改善改良後の確認を警察署長に行わせることができるものとする。

4 信号機等データの整備

(1) 信号機

ア 交通規制課長は、信号機の新設、改良、移設又は撤去若しくは信号機の運用変更を行った場合は、速やかに交通信号機管理簿（様式第1号から第5号。以下「管理簿」という。）を作成し、その都度、交通規制管理システムに登録すること。

なお、管理簿については、機器類の仕様や記号、項目等の変更がある場合、その内容に応じて都度追加、変更すること。

イ 交通規制課長は、管理簿を作成した場合、1部を警察署長に送付すること。

ウ 交通規制課長及び警察署長は、信号機の管理状況を明らかにするため、管理簿をそれぞれ備え付け、管理簿により常に施設の現況を把握しておくこと。

(2) 道路標識等

交通規制課長は、警察本部による道路標識等の工事完了の都度、交通規制内容
と工事内容との整合性を確認した上で交通規制管理システム又は施工管理表に当
該道路標識等のデータを登録し、道路標識台帳及び道路標示台帳として整備する
こと。

第4 信号機等の管理

1 適正な維持管理

信号機等は、設置後においても破損、滅失その他の理由によりその効用が損なわ
れたり、老朽化により信号柱等の倒壊、標識板等の落下事案が発生しないように、
更新、補修、障害物の除去等により維持管理を行い、常に良好な状態が保たれるよ
う配慮されなければならない。

2 信号機等の管理体制

「交通安全施設等設置管理要綱」（令和7年3月13日付け交規第897号、以下「要
綱」という。）第4「交通安全施設等の管理体制」のとおり

3 信号機等の点検

(1) 点検区分

要綱第5の2「点検」のとおり

(2) 点検項目

ア 信号機

別表第1のとおり

イ 道路標識等

別表第2のとおり

(3) 点検結果の取扱い

ア 交通規制課長及び警察署長等は、点検結果について必要な内容を電子データ
等で確実に記録することにより、信号機等の設置状況を常に把握し、その適正
な管理に努めるとともに、障害又は破損等を認めた場合は確実に必要な措置を
講じること。

特に、道路標識等については、交通規制との整合を図る必要があることから、
点検に基づく規制内容及び設置場所について、必ず交通規制管理システムの交
通規制台帳、道路標識台帳及び道路標示台帳と照合を行うものとする。

イ 照合の結果、交通規制との整合が図られていない場合には、交通規制課長を
経て警察本部長へ報告するとともに、速やかに是正措置を講じること。

第5 信号機等運用上の留意事項

1 適正かつ効果的な運用

信号機は、その運用が不適切な場合には、交通事故や交通渋滞の発生、信号無視
の誘発等の弊害を生ずるおそれがあるため、交通の状況に適合した制御を行い、そ
の成果を十分に発揮できるようにその実態を把握し、交通実態に応じた現示、信号
タイミング（各灯火の表示時間、周期、時間配分及び隣接交差点間の時間のずれの
総称をいう。）の設定等を行い、その適正かつ効果的な運用を図ること。

2 障害発生時の対応

(1) 警察署長等は、交通事故その他の理由により信号機等の障害又は破損等を認め
た場合には、修復等の応急措置、証拠保全の措置及び原因者の把握に努めること。

なお、応急措置において緊急の対応が必要であると認められる場合には、交通規制課長と協議した上で、必要な是正措置を講じるものとし、原因者が判明した場合には、原因者又は原因者以外の支払いの義務を有する者（以下「原因者等」という。）に原型復旧を誓約させて、責任の所在を明確にするとともに、その措置状況等を明らかにしておくこと。

- (2) 警察署長等は、信号機等の障害又は破損等の被害状況について、交通規制課長に報告すること。

また、原因者等は判明しているが、示談に疑義が生じた場合等についても、その状況について報告すること。

なお、路側式反射道路標識については、速やかに是正措置を講じること。

- (3) 交通規制課長は、前記(2)による警察署長等からの報告により措置を必要と認めた場合は、工事発注の手续等を行い、是正措置を講じること。

第6 保守業務の委託

- 1 交通規制課長は、信号機等の保守業務を他に委託することができる。
- 2 交通規制課長は、前項の規定により保守業務を委託したときは、当該保守業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）の氏名及び業務内容を警察署長に通知すること。
- 3 警察署長は、前項の規定により通知を受けたときは、委託業務が適正に行われるよう受託者を指導監督すること。

第7 信号制御機等の鍵の管理

交通規制課長及び警察署長等は、信号制御機等の鍵を適正かつ確実に管理するため、鍵の貸与者を限定するほか、定期的に鍵の確認を行い、紛失防止に努めること。

第8 その他

1 各種申請の確実な履行

信号機等の設置等に伴う各種申請は、次に掲げる事項のとおりであるので、その都度、漏れのないよう確実に行わなければならない。

- (1) 道路に信号機、道路標識、交通管制施設又は駐車関係施設を設置等しようとする場合は、道路管理者に対して道路占用の協議等を行うこと。
 - (2) 電柱、照明柱等に信号機、道路標識又は交通管制施設を設置等しようとする場合は、その管理者に対し共架申請を行うこと。
 - (3) 河川区域内の土地に信号機、道路標識又は交通管制施設を設置等しようとする場合は河川管理者に、私有地、学校敷地等に信号機等を設置しようとする場合はその管理者に対し必要な申請手続を行うこと。
 - (4) 信号機、灯火式道路標識等の電力を使用するものを設置又は撤去する場合は、電力会社に対し電力関係の給電申込み又は廃止届けを行うこと。
 - (5) 交通管制端末等で回線を使用するものを設置又は撤去する場合は、通信事業者に対し回線関係の申込み又は廃止届けを行うこと。
- 2 本要領に定めるもののほか、必要な細部事項は、別途定める。

別表第 1

信号機の点検項目

点 検 項 目	着 眼 点	備 考
視認性の確保	1 レンズの汚れ、焼け、フードに異常はないか。 2 灯器の向き、角度はよいか。 3 街路樹、工作物、雪等により視認性が妨げられていないか。 4 道路のカーブ、坂道等により視認性不良となっていないか。 5 ランプの光量が低下していないか。	
運 用 状 況	1 制御方法（サイクル、スプリット等）は交通実態に適合しているか。 2 朝・夕の混雑時間、土・日等の曜日における設定パターンは適切か。 3 道路利用者からの要望、苦情は寄せられていないか。 4 歩行者の横断時間は確保されているか。 5 高齢者等交通弱者に配慮されているか。 6 夜間閃光の時間は正常か。	
機器の保全	1 柱に亀裂が生じ、又は大きな傾きはないか。 2 制御機、押ボタン箱又は立ち上がりパイプ等の付属品に破損はないか。 3 制御機、灯器の扉は開いていないか。 4 押ボタン箱及び確認ランプが正常に作動しているか。 5 架線の切断、垂れ下がりはないか。 6 信号機に他の工作物、配線等が架設されていないか。 7 信号機柱にビラの貼り付け、広告物が取り付けられていないか。 8 感知器のヘッドの位置、角度はよいか。 9 視覚障害者用等付加装置は、正常に作動しているか。 10 灯器、制御機が著しく腐食していないか。	
安 全 性	1 金具が突出していないか。 2 灯器等から、雪が落下することはないか、ツララがついていないか。	

別表第 2

道路標識等の点検項目

区 分	点検項目及び着眼点
道路標識	1 交通規制の内容又は表示内容が複雑になっていないか (1) 一見して内容が理解できるか (2) 規制内容は妥当か (3) 本板による表示内容は妥当か (4) 補助板の内容が誤解を受けないか (5) 表示板の大きさは適当か 2 案内標識、警戒標識等道路管理者の設置する道路標識との整合が図られているか 3 道路標識、看板等が多数組み合わせられており、分かりにくくなっているか (1) 一見して内容が理解できるか (2) どの道路標識がどの場所に対するものか明確に分かるか (3) 道路標識相互の内容の調整がとれているか (4) 道路標識が交差点付近に集中していないか (5) 不必要な道路標識、看板等が設置されていないか (6) 同一種類の道路標識が複数設置されていないか (7) 案内標識、警戒標識等道路管理者の設置する道路標識等との整合がとれているか (8) 標識板の大きさは適当か 4 街路樹、道路占用物件等により視認性が阻害されていないか (1) 街路樹の枝打ち等の管理は適切に行われているか (2) 看板等が不法に設置されていないか (3) 建物の陰になっており見えにくくないか 5 損傷、曲折、変色、腐食、劣化等のみられないか (1) 標識板と柱とがしっかり固定されているか (2) 柱の根元部分の腐食等による倒壊のおそれはないか 6 その他表示内容又は設置方法等に検討を要しないか (1) 一本の柱に異なる場所に対する道路標識が設置されていないか (2) 他に視認性の高い道路標識の設置位置、設置方法はないか (3) 道路標識が歩行者、車両等の通行の障害となっていないか (4) 規制内容は妥当か (5) 補助板の表示内容が適当であるか (6) 不要な道路標識、看板等が設置されていないか
道路標示	1 道路標示と道路標識の表示内容が一致しているか 2 必要以上に法定外表示等を多用されていないか 3 植栽、道路占用物等により視認性が阻害されていないか 4 停止線の設置位置が適切か 5 摩耗等により見えにくくなっているか 6 その他表示内容又は設置方法等に検討を要しないか

交通信号機管理簿（甲）

管 理 番 号		意 思 決 定 年 月 日 番 号		一 連 番 号		所 轄 警 察 署					
No.		第 号		第 号		警察署					
設 置 交 差 点 名			交差点等の形状 十・×・Y・T 字路・単路・変形()								
			指定区分 1 指定道路 (1) 通学路 (2) 臨港道路 2 非指定道路 (3) 有料道路 (4) その他()								
設置場所		地先									
設置場所の状況	路 線 名			車道幅員(m)		歩道幅員(m)		総幅員(m)			
	1	→									
	2	→									
	3	→									
	4	→									
	5	→									
制 御 機	製造会社	仕様番号	形式	製造番号	製造年月	検査年月日					
		警交仕規 第号									
	1 全感应式 2 半感应式(全日・夜間) 3 定周期 4 プログラム多段式 (A・U・UC) 5 押ボタン式(全日・夜間) 6 自動感应系統式 7 多段系統式(有・無・プロ) 8 地域制御 9 連動 親・子 (交差点) 10 夜間点滅 11 UD 親・子 (交差点)										
灯 器 数	車両用灯器	300m/m(電球) 灯	片 300m/m(電球) 灯	矢印灯器	300m/m(電球) 灯	予告灯器	300m/m(電球) 灯	歩行者用灯器	電球 灯		
	面	300m/m(LED) 灯	面 300m/m(LED) 灯		300m/m(LED) 灯		300m/m(LED) 灯		LED 灯		
感 知 器	社 名										
	形 式										
	年 月										
	番 号										
	用 途										
	基数計	基			ヘッド数計		基				
1 感应制御用 2 サイクル用 3 サブエリア結合用 4 スプリット用 5 オフセット用 6 交通統計用 7 地図表示板用											
タイムスイッチ	社名		形式		年月		製造番号		押ボタン箱	型	個
ブレーカー	A 工事業者(下請)					絶縁抵抗	MΩ	接地抵抗	Ω		
配線関係	1 架空 2 地下埋設 ()										
電 柱 等	1 専用柱	本	2 電力柱	本	3 NTT柱	本	4 その他	本	計	本	
自動起動型信号機電源付加装置											
警交仕規	型式	製造番号		製造年月日		社名	工事業者(下請)		出力		

設置場所		警察署								交差点（No.																	
設定年月日		年 月 日 （ ） 天候																									
パターン運用		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24		
	平日																										
	土曜日																										
	休日																										
	特殊 1																										
	特殊 2																										
現示階梯																											
	階梯番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16										
	灯器／階梯名																										
設定秒数																		サイクル		オフセット							
保安																											
定周期	P 0																										
多段	P 1																										
	P 2																										
	P 3																										
	P 4																										
	P 5																										
	P 6																										
	P 7																										
	P 8																										
	P 9																										
	P A																										
	待機																										
	高齢者																										
	連動出力																										
動作		特殊日																									
動作番号	動作	年	月	日	日種	年	月	日	日種																		
1	閃光																										
2	簡易半感応																										
3	右折感応																										
4	調光																										
5	連動子機能																										
凡例		車両及び歩行者灯器の青色表示																									
		車両灯器の黄色表示																									
		車両及び歩行者灯器の赤色表示																									
		歩行者灯器の青色点滅表示																									
		車両灯器の青色矢印表示																									
		車両及び歩行灯器の青色表示（延長青）																									

交通信号機管理簿（丙）

[illegible]

設置場所	警察署	交差点名	交差点 (No.)		
製造会社	仕様書番号	型式	製造番号	製造年月	検査年月日

表1 音量切替時刻設定表

設定順序	平日		土曜		休日	
	時間	動作	時間	動作	時間	動作
1	:		:		:	
2	:		:		:	
3	:		:		:	
4	:		:		:	
5	:		:		:	
6	:		:		:	
7	:		:		:	

表2 音量値設定表

履 歴	環 境	誘導音1			誘導音2			設定年月日
		車線	微調		車線	微調		
			昼	夜		昼	夜	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								

(設定値)

1	幹線同士の交差点1 (昼はかなりうるさく、夜は静か。)	昼	75	夜	60	ホン
2	幹線同士の交差点2 (昼も夜もかなりうるさい。)	昼	75	夜	75	ホン
3	一般的な交差点 (昼はうるさく、夜は静か。)	昼	65	夜	55	ホン
4	駅前繁華街 (昼も夜もうるさい。)	昼	65	夜	60	ホン
5	閑静な住宅街 (昼は静か、夜はかなり静か。)	昼	55	夜	55	ホン
6	飲食街 (昼は静か、夜の方が多少うるさい、昼	55	夜	65	ホン	